

ペレットストーブ等購入補助事業

目的・意義

二酸化炭素の追加的排出を伴わないバイオマスエネルギーの利活用を推進し、地球温暖化防止対策、森林の多目的機能向上、地域資源循環システムの構築及び木材関連事業の活性化に寄与するため、ペレットストーブ等の普及を図ります。

事業内容

木質ペレット、薪等を燃料として使用するストーブ又は住宅用ボイラー（以下「ペレットストーブ等」という。）を購入する費用等に対して予算の範囲内において補助を行います。

燃料となるもの

木質ペレット…おが粉状にした木材に圧力を加え
円柱状にしたもの

薪等…燃料として用意された木（枝を含む）、木材
木材の廃材、おがくずを固めたもの



木質ペレット



薪

対象機器等

写真は参考例示



木質ペレットストーブ



薪ストーブ



住宅用木質ペレットボイラー



住宅用薪ボイラー

写真出典：メーカーHP

対象経費

ペレットストーブ等の本体の購入費、設置、配管に係る直接的経費

補助内容

補助対象者

次の要件のいずれにも該当する者

- ・ 町内の自ら居住し、又は居住する予定の住宅にペレットストーブ等を設置する者
- ・ 町内業者から購入し、設置すること
- ・ 町税等の滞納がない世帯
- ・ 借家の場合は所有者の設置承諾を受けていること
- ・ 焼却灰の自己処理
- ・ 煙害防止、火災予防措置の実施
- ・ 完了報告時に町に住民登録をしていること

補助金額

補助対象経費の1/3（1,000円未満切捨て） 【限度額】10万円

申請時期

設置前（事後申請不可） 事業年度の11月末まで

実績報告期限

事業完了後30日以内又は事業年度の3月10日まで